



JASDAQ

平成 27 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社かわでん
代表者名	代表取締役社長 西谷 賢
(コード : 6648	J A S D A Q)
問合せ先	取締役経営管理本部長 光藤 淳一
(TEL	03-5714-4301)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 27 年 3 月 17 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 27 年 3 月 13 日、当社元従業員による不正行為に関する第三者委員会の調査結果及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社の営業担当者であった従業員が平成 19 年 10 月から平成 26 年 12 月までの間、当社の購買担当者に対し発注依頼を行い、同購買担当者に仕入先への発注を行わせ、指定場所に直送された資材を不正に取得し、これを第三者に転売していたこと等が明らかになりました。その結果、平成 22 年 3 月期から平成 27 年 3 月期第 2 四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

本件不正行為は、実行者である元従業員が当社を退職した後も継続して行われていたという点で極めて特異な事例であり、このような不正行為が長期間に亘り発覚しなかった背景として、発注業務に係るルールの形骸化や検収手続の不備、適切な内部監査や監査役監査が行われていなかったこと、過去の同種事案を踏まえた改善策が全社的に実施されていなかったこと、コンプライアンス意識の欠如など内部管理体制等に改善すべき点が認められました。

以上を踏まえると、本件は、適時開示に係る遵守事項に違反しており、かつ、違反の原因となった上記内部管理体制等の状態などを勘案すれば、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、このよう体制の不備について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることとなりました。

以上